

第6回世田谷区農業委員会総会

日：令和3年1月28日（木）

場所：三軒茶屋分庁舎5階会議室（スワン及びビーナス）

第6回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和3年1月28日（木）午後3時から

開催場所：三軒茶屋分庁舎5階会議室（スワン及びビーナス）

出席の委員：会長 穴戸幸男、会長職務代理者 高橋昌規、志村秀典、橋本正志、野島秀雄、石井朝康、加々美栄一、岩本敏行、石井勝、三田浩司、細井誠一、海老澤健、宮川喜久、苅部嘉也、鈴木利彰、植松智、本澤絢子、岡本のぶ子、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：大塚信美

出席の職員：事務長 江頭勝、事務次長 荒井広司、主事 湯本由美、主事 岡田英朗、主事 関智秋
都市計画課長 清水、都市計画担当係長 柿澤、都市計画担当主事 真田

会議次第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - ・農地法第3条について 【該当なし】
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
 - ・農地法第4条について
 - ・農地法第5条について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について
 - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
5. 協議事項
 - (1) 生産緑地地区の追加指定の相談を受けた農地の調査・立会いについて(依頼)
 - (2) 令和2年3月の総会日程(案)について
 - (3) 生産緑地の取得のあっせん依頼について
 - (4) 令和2年度世田谷区農業委員会活動計画の評価及び
令和3年度世田谷区農業委員会活動計画(案)について
6. 報告事項
 - (1) 東京都市計画生産緑地地区の変更について(報告)
 - (2) 特定生産緑地の指定の公示について(報告)
 - (3) 一般社団法人東京都農業会議「農業功労者表彰」受賞者の決定について..
 - (4) 第62回東京都農業委員・農業者大会の中止について
 - (5) 野菜づくり講習会 参加者募集について
7. その他
8. 閉 会

事務局 皆様、こんにちは。定刻前ではございますが、皆さんおそろいになりましたので、ただいまより第6回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

初めに、本日の会場につきましては、国による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置を受けまして、少しでも広い会場で開催いたしたく、急遽変更させていただきました。ご不便をおかけしましたことをおわび申し上げます。また、当会場は施設の使用制限がございまして、本日は使用が16時30分までとなっております。円滑な会議の進行にご協力をお願いいたします。

(配付資料確認)

本日は、次第5の協議事項(1)にありますとおり、生産緑地地区の追加指定の相談を受けた農地の調査・立会いについての協議がございまして。また、次第6の報告事項(1)の東京都市計画生産緑地地区の変更についての報告、(2)の特定生産緑地の指定の公示についての報告がございまして。これらについては、関係人として、区で都市計画を担当している都市整備政策部都市計画課の職員から説明させていただく予定でありますので、ご承知おきをお願いいたします。

それでは、次第2の会長挨拶から進めさせていただきます。宍戸会長、よろしくお願いいたします。

宍戸会長

(会長挨拶)

議事に入る前に、本日、大塚信美委員が欠席されておりますが、過半数の出席がございまして、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、海老澤健委員、宮川喜久委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日は、特例として次第5の協議事項(1)生産緑地地区の追加指定の相談を受けた農地の調査・立会いについて及び次第6の報告事項(1)東京都市計画生産緑地地区の変更について、(2)特定生産緑地の指定の公示についてから始めさせていただきます。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、説明に入らせていただく前に、本件につきましては関係人として、世田谷区で都市計画を担当している都市計画課の職員に出席をいただいておりますので、ご紹介させていただきます。

清水都市計画課長でございます。

清水課長 清水でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 同じく、柿澤都市計画担当係長でございます。

柿澤係長 柿澤でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 同じく、都市計画担当の真田です。

真田 真田です。よろしくお願いいたします。

事務局 本件の説明に関する資料につきましては、資料No.4、No.8、No.9になりますので、ご用意いただければと思います。

農業委員の皆様におかれましては、管轄地域の生産緑地の追加指定に関する現地調査等にご協力をいただくことになっておりますが、今年度の追加指定につきましてもご協力のお願いとご説明をさせていただきたく、都市計画課職員に出席をいただいております。

都市計画課からは、昨年7月に開催された総会において、前農業委員の皆様にご協議をいただいた東京都市計画生産緑地地区の変更についての報告もいただきたくと思います。

つきましては、世田谷区農業委員会総会会議規則第8条の規定による関係人の出席と発言について、議長の許可と委員の皆様の同意をお願いいたしたいと思っております。

穴戸会長 今、事務局からご説明があった件ですが、世田谷区都市計画課職員3名の出席と発言することをご同意いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

穴戸会長 異議なしといただきましたので、進めさせていただきます。

それでは、都市計画課課長より協議事項(1)生産緑地地区の追加指定の相談を受けた農地の調査・立会いについて及び報告事項(1)の東京都市計画生産緑地地区の変更について、(2)特定生産緑地の指定の公示について、説明をお願いいたします。

清水課長 都市計画課長、清水でございます。よろしくお願いいたします。

出席と発言についてお許しいただき、ありがとうございます。本日は、生産緑地地区に関して協議事項と報告事項がございます。

初めに、協議事項についてです。資料No.4をご覧ください。生産緑地地区の追加指定に当たりましては、都市計画法、生産緑地法、世田谷区生産緑地地区指定要領及び同細目に基づき、審査、指定等を行っております。来年度の追加指定の本申請に先立ちまして、農地地権者より相談を受けた農地の調査、立会いについて、本年度も生産緑地地区として適正に管理されているか等、専門家の立場からご助言をいただきたくご協力のお願いに参りました。

調査対象農地につきましては、2ページの調査箇所一覧をご覧ください。追加指定が1番から13番までの13件、約0.49ha、新規指定が14番の1件、約0.15ha、合計で14件、約0.64haとなっております。

3ページ以降は、案内図となっております。

最後のページをご覧くださいませでしょうか。流れを記載してございます。今後の予定といたしましては、立会いを3月頃に予定しております。その後、3月に庁内で生産緑地地区の検討会を開催いたしまして、順次、都市計画決定の進め、本年7月頃の本委員会総会に都市計画変更の内容についてご説明をさせていただき、意見照会をいたします。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

続いて、報告事項です。6(1)東京都市計画生産緑地地区の変更についてのご報告をいたします。

資料No.8の24ページをご覧ください。令和2年度はこのような流れで生産緑地地区都市計画変更を進めてまいりました。昨年6月の農業委員会総会におきまして意見照会をさせていただき、回答いただきました本年度の生産緑地地区の変更につきましては、9月に都市計画法に基づく都市計画案の公告、縦覧を行い、10月21日の世田谷区都市計画審議会への諮問を経て、11月25日に都市計画変更の告示をいたしました。そのことについて、本日も報告をするものでございます。

資料の内容は6月の総会のとおり内容でございますが、新しい委員の方もいらっしゃいますので、概要についてご説明いたします。

お手元の資料の2ページをご覧くださいませでしょうか。1の種類及び面積でございますが、区内の東京都市計画生産緑地地区は、今年度の都市計画変更によりまして498件から6件減少し、492件となります。総面積は、約84.89haから約1.019ha減少しまして、約83.87haとなります。

ページをおめくりいただきまして、6ページをご覧ください。6ページは今年度の変更箇所図でございます。が削除、が追加地区を表示しております。

それでは、変更の内容についてご説明いたします。3ページにお戻り下さい。第2の表は、削除のみを行う地区の位置や削除面積を記載しております。生産緑地地区の面積は、都市計画法上は10㎡単位で取り扱うため、面積の列の一番上に「約」と「㎡」を記載しておりますが、以下は「約」と「㎡」は省略しております。一番下に削除の合計面積を記載しております。箇所数は16か所、合計面積は約1万7500㎡でございます。削除理由といた

しましては、令和元年の1年間に主たる従事者の方がお亡くなりになられたこと等による行為制限の解除がなされたものでございます。

次に、追加のみを行う地区につきましては、4ページの第3の表をご覧ください。追加件数は15件、合計面積が約6550㎡でございます。なお、都市計画変更の計画図を添付しておりますので、個別箇所は後程ご覧ください。

東京都市計画生産緑地地区の変更についての報告は以上になります。

次に、6(2)特定生産緑地の指定の公示についてのご報告をいたします。

資料No.9をご覧ください。特定生産緑地制度は、生産緑地地区の指定告示から30年を迎える日より前に買取り申出ができる期限を所有者等の申請により10年延伸する制度でございます。

区はこれまで、特定生産緑地については、平成31年4月に東京都市計画生産緑地の申出基準日到来通知を送付いたしまして、令和元年5月に特定生産緑地制度や手続に係る説明会を開催いたしました。以降、同年5月から12月まで、第1回目の特定生産緑地指定申請の受付を行ってきたところでございます。特定生産緑地へ指定されるまでのスケジュールを参考資料としまして、この資料No.9の最終ページに添付しておりますので、ご参照いただければと思います。

現在、世田谷区内の生産緑地は、令和2年告示時点で全地区数は492地区、面積は約83.87haとなっております。その内、平成4年に指定された生産緑地は402地区、約65.97haで、生産緑地面積全体の約78%となっております。令和元年第1回目の特定生産緑地の申請受付分につきましては、農地等利害関係人の同意が得られた132地区、約19.44haの申請がございました。令和2年7月28日の農業委員会総会で肥培管理についての意見照会をさせていただき、その結果、良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められた生産緑地129地区、約18.86haについて、令和2年7月27日の都市計画審議会の意見聴取を経て、令和2年9月30日に特定生産緑地の指定の公示を行い、農地等利害関係人へ指定の通知を発送しております。今回指定した箇所は添付資料の一覧のとおりでございます。なお、今回、指定の公示を行った面積は、平成4年指定の生産緑地の内、約29%となっております。

説明は以上でございます。

宍戸会長 ありがとうございます。ただいま協議事項(1)と報告事項(1)、(2)について説明していただきました。

それでは、協議事項(1)についての意見、報告事項(1)、(2)についてのご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 よろしいでしょうか。意見がないようですので、協議事項(1)は本依頼内容どおりに進めることを承認するということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

穴戸会長 異議なしの発言をいただきました。それでは、承認することといたします。

調査対象農地の担当委員の皆様につきましては、農地の調査、立会いについて、ご協力をお願いいたします。また、報告事項(1)については、都市計画課の皆様には、今後とも区内農地の保全のためにお力添えをいただきますようお願いいたします。引き続きよろしくをお願いいたします。

都市計画課の皆様、ご苦労さまでした。退出していただきますようお願いいたします。

〔都市計画課職員 退室〕

穴戸会長 それでは、通常どおりの議事進行に戻ります。

次に、第4の議案の審議に入ります。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が1件、農地法第5条が1件となっております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、初めに農地法に基づく転用届出等について説明いたします。

まず、農地法第4条についてですが、農地を農地以外のものにする場合、例えば農地を住宅にする場合等は、この第4条の手続が必要となります。また、第5条については、農地を農地以外のものにする場合、かつ、これらの土地の権利の設定または移転する場合、つまり所有者の変更がある場合は第5条の手続が必要となります。いずれも本来は都道府県知事の許可が必要となりますが、市街化区域内の農地においては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可は要しないということとなっております。

この届出については、会長の専決処分としており、総会では事務局からの報告のみとさせていただきます。

それでは、資料No.1をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。受付番号2-4-9。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

続きまして、資料No.2をご覧ください。ここからは第2号議案農地法第5条に基づく転用届出となります。こちら専決処理のため報告のみとさせていただきます。

受付番号2-5-13。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

宍戸会長 この件につきましてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

宍戸会長 よろしいでしょうか。ご質問がないようですので、第2号議案は終了いたします。

次に、(3)第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

本日は、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが4件ございますので、そちらを順に審議いたします。

それでは、1件目を事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.3-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

宍戸会長 この件について調査されました苅部嘉也委員、調査結果の報告をお願いいたします。

苅部委員 1月18日に事務局2名とともに、〇〇さん立会いの下、現地を調査いたしました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

宍戸会長 よろしいでしょうか。ご意見がないようですので、採決させていただきます。証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成をいただきましたので、申請を許可させていただきます。

次に、2件目を事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.3-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

宍戸会長 この件について調査されました野島秀雄委員、調査結果の報告をお願いいたします。

野島委員 では、報告いたします。1月18日月曜日、〇〇さん立会いの下、事務局2名とともに調査いたしました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

宍戸会長 よろしいでしょうか。ご意見がないようですので、採決させていただきます。証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、3件目を事務局からご説明をお願いします。

事務局 それでは、お手元の資料No.3-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

宍戸会長 この件について調査されました鈴木利彰委員、調査結果の報告をお願いいたします。

鈴木委員 1月19日、事務局2名とともに調査を行いました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

穴戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 よろしいでしょうか。ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

穴戸会長 ありがとうございます。全員賛成をいただきましたので、証明書を発行させていただきます。

次に、4件目ですが、農業委員である 委員からの証明願となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」ということになっておりますので、退席していただきます。事務局は退席の案内をお願いいたします。

〔〇〇委員 退席〕

穴戸会長 それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.3 - 4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

穴戸会長 この件について調査されました石井朝康委員、調査結果の報告をお願いいたします。

石井(朝)委員 報告いたします。1月18日、事務局2名とともに、申請人であります〇〇さん立会いの下、調査を行いました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上でございます。

穴戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

穴戸会長 ありがとうございます。全員賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

事務局は〇〇委員に入室の案内をして下さい。

[〇〇委員 着席]

穴戸会長 次に、5件目を事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.3 - 5をご覧ください。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

穴戸会長 この件について調査されました鈴木利彰委員、調査結果の報告をお願いいたします。

鈴木委員 1月25日、事務局2名と調査を行いました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

穴戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

穴戸会長 ありがとうございます。全員賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(2)の令和2年度3月の総会日程(案)について協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.5、令和2年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)をご覧ください。

次回の総会開催日時につきましては令和3年2月22日月曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎5階第2委員会室にて開催されることが決定しております。

令和3年3月の開催日時につきましては、3月30日火曜日午後3時から、会場は区役所

第2庁舎5階第5委員会の予定となっております。

穴戸会長 この件について、ほかにご意見がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 よろしいでしょうか。それでは、3月の開催日程については原案どおりでよろしくお願いいたします。では、開催案のとおりに決定いたします。

次に、(3)生産緑地の取得のあっせん依頼について協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、生産緑地の取得のあっせん依頼について説明させていただきます。資料はNo.6でございます。

こちらは、11月に開催されました農業委員会総会にて、主たる従事者証明願について農業委員の皆様にご審議いただき、証明書を発行した案件でございます。12月4日付で買取り申出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけましたが、買取り申出はないという結論が出たところで、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。以上でございます。

穴戸会長 この件について質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 よろしいでしょうか。ご質問がないようですので、この件は終了いたします。

次に、(4)の令和2年度世田谷区農業委員会活動計画の評価及び令和3年度世田谷区農業委員会活動計画(案)について協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.7をご覧ください。令和2年度世田谷区農業委員会活動計画の評価及び令和3年度世田谷区農業委員会活動計画(案)についてのご協議をお願いいたします。

まず、ページをめくっていただきまして、右側の令和3年度活動計画(案)をご覧ください。こちらにつきましては、先月の総会でお示しさせていただいたものでございます。左のページには令和2年度、今年度となりますが、活動計画を載せてございます。内容につきましては、今年度と来年度のものに違いはございません。

資料1枚目にお戻りいただきまして、こちらは今年度の活動計画の評価案となります。活動計画に基づいて今年度の評価案を作成させていただいたところでございます。こちらにつきましては、令和3年度活動計画(案)とともに、2月発行の営農だよりに掲載する

予定でございます。内容は記載のとおりです。今年度はコロナウイルスの影響で多くのイベントが中止となる中、可能な限り計画に基づき活動を行ったという内容になっております。

以上でございます。

宍戸会長 この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

三田委員 今年の評価なんですけれども、例えば8に書いてあるとおり、周知という形で新しい特定生産緑地制度や都市農地貸借円滑化法のことについて周知はしたんですが、それ以外に、例えばそこに当たらないようなところでの指導とか、そういうものを農業団体と協力しながらやったという実績はあるかと思うんです。1ページに収まらないかもしれないんですけれども、やっぱりやったことはそこら辺にアピールを書いた方がいいのではないかと私は思いました。それが1点です。

もう1点、令和3年度の活動ですが、これはそこまでと言われてしまうかもしれないんですけれども、農業委員会のいろいろな議論の中で、例えば相続税納税猶予制度だとか、その納税猶予制度の実態だとか、非常に実務的に困ったことがいろいろ出てくる訳なんです。これをはっきりしてほしいといっても、上級の役所なんかでは決めない、のりくりと縦割りでやられるというような形がありますので、いい案ではないんですけれども、1つの案としては、例えば東京都農業会議や研究機関等と協力しながら、今後の都市農地のあるべき姿について情報を提供し、意見交換をするという活動も入れていってもいいような、言いたいことはそういうことなんです。これはもう本当にこのとおりで我々の責務だと思うんですけれども、せっかくいろいろここで議論をしたこと、その話し合いを少しクリエイティブなものに持っていくような形、大学の研究機関とやるとかそういう形もあるかもしれませんけれども、取り留めのない意見で申し訳ないんですけれども、そんなものも盛り込めたらなという感想を持ちました。

宍戸会長 ありがとうございます。今、都とか国にいろいろと要請を出しております。また、このところで何か新しい要請はないかというお話がありまして、農業者さんからの意見を一つ一つ上げている部分もでございますが、ぜひ皆様方で、本当に世田谷区ではこういうことがこれから必要とか、問題があるということを出していただいて、それは東京、国に依頼する形を取っていきたいと思います。もし意見がありましたら、私でもいいですし、事務局にお伝えして、それを皆さんでまた意見するのでしたらこういう場でまた話し合いをすることもいいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかにご意見はございますでしょうか。

菅沼委員 今年、来年だけになるかもしれないんですけども、来期になるかもしれないんですけども、農家の様々な物産展だとか農業祭だとかがコロナのおかげで中止になったという事実がある中で、やっぱり来年度もその影響は受けるんじゃないか。それから、店頭で野菜だとかいろんなものを売っていたりして、3密にならないような様々な対策をしている。短期的になるかもしれませんが、やっぱり農業委員会としてその辺は東京都に言っておいた方がいいのかなという感じがしています。

穴戸会長 今の意見をあれしておいてもらって、東京都とかそういうところに、またお会いすることもありますので、意見として。ありがとうございます。

事務局 では、いただいたご意見、趣旨を取り込みまして、営農だよりの締切りもごさいますので、事務局に一任いただいて、文面化して掲載させていただく形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局 よろしくお願いいたします。

穴戸会長 ほかに意見はどうでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 意見がないようですので、これで終了させていただきます。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(3)から(5)について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、次第6の報告事項(3)から報告いたします。

お手元の資料No.10をご覧ください。報告事項の1つ目は、一般社団法人東京都農業会議「令和2年度農業功労者」受賞者の決定についてでございます。昨年10月に開催されました第3回農業委員会総会において、農業功労者表彰について、JA東京中央砧管轄の職員の方々のご協力の下に、委員の皆様にご協議をいただいた上で、東京都農業会議に推薦した結果、このたび〇〇さんが受賞されることになりましたので、ご報告させていただきます。

続きまして、資料No.11に移らせていただきます。第62回東京都農業委員会・農業者大会の中止についての報告です。記載されておりますとおり、2月18日に昭島で開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止の連絡が来ております。本会議は、都内の農業委員、農地利用最適化推進委員並びに農業者が一堂に会し、今後の東京農業の

発展に向けた運動の大きな一致点を築くために開催するという趣旨で毎年実施されております。なお、本大会で決議予定だった国への要望、農業委員会活動の積極的推進に関する決議については、3月17日に予定されております第128回通常総会にて協議する予定とあります。総会には会長と事務長が出席する予定となっております。また、今回、本大会において表彰・顕彰受賞の予定であった方につきましては、記念撮影会は希望される方を対象に、予定していた日に昭島KOTORIホールで実施されることとなっております。

こちらのご報告は以上です。

続きまして、資料No.12をご覧ください。野菜づくり講習会参加者募集のご案内です。内容につきましては、お配りしました資料のとおりでございます。周知方法につきましては、2月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにてご案内させていただきます。

事務局からの報告は以上になります。

穴戸会長 この件につきましてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 よろしいでしょうか。ご質問がなければ、この件につきましては終了いたします。

続きまして、次第7のその他ですが、何かございますでしょうか。

事務局 事務局からお知らせというほどのものでもないのですが、今年度から世田谷区では都市農業課、それから都市計画課、みどり政策課の3課で、都市農業の振興、都市農地保全を目的としたプロジェクトチームを組んでおります。現在、区内の生産緑地の8割が指定から30年を迎えるという中で、2022年を目前にして、少しでも多くの農業経営者に特定生産緑地へ向けての移行をお願いしようということで作業を行っております。

当面の作業といたしまして、まだ特定生産緑地移行の申請書類を出していない方を対象に、直接お伺いして制度の説明や個別の相談に応じる準備を進めております。その作業の中で、区への要望やご自身の農地の今後の考え方等のヒアリングを考えておまして、各JA様と調整しているところでございます。実際に東京中央につきましてはヒアリングの文書をお送りいたしまして、これからヒアリングに各農家さんをお伺いする予定であります。もし区からアンケートのようなものが来たというご連絡がありましたら、今申し上げたような区のプロジェクトチームで、より具体的な意向を農家様に直接お伺いする趣旨のものだということでご承知いただければと思います。

事務局からの説明は以上になります。

宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

宍戸会長 よろしいですか。質問がないようですので、この件につきましては終了いたします。

以上で本日の予定案件は全て終了いたしました。

その他の全般的な事項についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

石井(勝)委員

(引き続き農業経営を行う旨の証明願の手続きについて、パンフレットのようなものがあればわかりやすいのではないかという意見提示)

宍戸会長 農協は挟んでなかったでしたか。3年ごとだから、確か書類が農協にあるよね。

志村委員 あると思います。ただ、初めてだと分からないと思います。

高橋会長職務代理者 あります。でも、説明はないんです。

宍戸会長 多分、次に書類ができて、砵の資産管理課に、これは3年ごとに来るんだけど、忘れる場合もあるから書類をチェックしておいてくれと。今はそれを多分やっていると思うんです。遅れたらもう駄目ですし、次にこういう調査が来ますよというのは、ある程度前に税務署からも来ると思うんです。

石井(勝)委員 多分、一度経験すれば分かるんですけども、初めての方とか、多分その辺の書類が自分で認識がなかったからだと思うんです。直接本人に来るので、そういう意味では、農協というよりも分かりやすいように。

高橋会長職務代理者 パンフレットでも作った方がいいですよ。

宍戸会長 パンフレットみたいなものを参考に作れませんか。

事務局 今もアドバイスをいただいたんですけども、例えば営農だよりでそういった一文言を載せるとかも有効かと思えます。うちの方で検討させていただきたいと思えます。パンフレット、チラシというのは難しいかもしれないんですけども、ただ、営農だよりに載せれば広く知らしめることができると思えますので、検討材料とさせて下さい。

鈴木委員 でも、納税猶予は個別の問題だから、営農だよりに載せてもあまり見ない可能性もありますよね。そうすると、納税猶予を受けた方にはそのスケジュール的なものの案内を必ずするとか、その方がいいんじゃないですか。

事務局 3年単位では、税務署も締切り2か月か3か月前にお手紙をお送りしていると

お聞きしてしまして、いつまでに提出下さいというお手紙が税務署から入っていると聞きしております。会長がおっしゃったように、JAさんの方で把握して、その頃に書類をお預かりするという形を取っているJAさんもありますし、ご本人が時期が来たので提出をお願いしたいとあってJAに持っていかれている方、あるいはご本人で把握して手続をされる方、様々な状況ではありますので、こちらからも機会があるごとに、納税猶予を受けられる方については、ここでおしまいではありません、3年単位で手続が必要ですよというご周知ができるようにしていけたらと思いますが、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

橋本委員 今の件なんですけれども、要は税務署が管轄してチェックしている訳ですね。お知らせというか要求は、税務署から地権者に直接来るんだと思うんです。どういうことかということ、それにちゃんと添付資料はこういうものを添付しなさいということが確か書いてあるんです。

事務局 書いてあるんですか。

石井(勝)委員 あるんですけれども……。

橋本委員 私は、確か書いてあるというふうに記憶しているんです。それはどういうことかといいますと、税務署が農業委員会からの証明をもらうには、添付するには、いつまでに税務署で土地の所有者に依頼をしなければいけないというリードタイムが分かるでしょう。それがたまたま忘れるか何かでずれたんだと思うんです。それを別の方でフォローするというじゃないと思います。こういう状態ですから、農業委員会の審議は10日締切りで、プラス1か月ぐらいかかりますから、プラスリードタイムを取って、税務署でちゃんと地権者に発行するというのを考えてもらわないといけないんです。それを全部こちらで受けるのでは、システムがおかしくなってしまうんです。それは税務署に言うべきなんです。

私がそれを言ったら、少しずれてもいいです、後で出してもいいですよという話も前にあったんです。確かに税務署はいろんな面で守らなければいけないというのはありますけれども、先方さんがそういうことをちゃんと理解していなかったからそういうふうに遅れて来たんだと思うんです。だからリードタイムが少なくなりました。それはそういうふうに要求するべきじゃないかと思います。

以上です。

宍戸会長 今回初めてで、今後ともまた同じようなことが……。

石井（勝）委員 初めてだから分かりにくくて、これが3年後だったら多分、1回流れがつけば分かるんですけども、やっぱり初めてというのはなかなか……。

橋本委員 リードタイムが短いと面食らいますよね。

菅沼委員 役所の方からきちんとやってくれるというから。

穴戸会長 今、事務局からお話した形で、前もって皆様にお知らせできるような体制を考えていただいて、税務署から来る前にある程度方向性をちゃんとしておける形を考えていただいて。

あと質問等がありますでしょうか。

（「なし」の声あり）

穴戸会長 ほかに質問等がないようですので、本日の農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。

それでは、高橋昌規職務代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

高橋会長職務代理者

（会長職務代理者あいさつ）

この議事録は、令和3年1月28日（木）開催の第6回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 穴戸幸男